

城南市民センターご利用に係る キャンセル料の取扱いについて

(令和3年10月30日現在)

新型コロナウイルス感染拡大防止のために施設利用の取り止めを行った場合、施設利用料の返金等を行う取扱いを行っていましたが、福岡県の要請等に伴う全市的な対応を踏まえ、下記のとおり取扱いが変更になりますのでお知らせします。

◎12月1日(水)以降、現行のキャンセル料の取扱いが終了します。

- ・11月30日(火)までに新型コロナウイルス感染拡大防止を理由に施設利用の取り止めを行った場合は、キャンセル料はかかりません。
- ・12月1日(水)以降に利用取り止めをする場合のキャンセル料は、通常の取扱いとなります。

【参考①】 現行の取扱い

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため施設利用の取り止めを行った場合、施設利用料の返金等を行う。

【参考②】 通常の取扱い

- ・利用取り止め届の提出期限を過ぎると、キャンセル料が発生します。
提出期限は会議室等の場合は利用日の10日前まで、ホールの場合は利用日の3か月前までです。

※なお、再度感染拡大により緊急事態宣言等が発出された場合は、新型コロナウイルスを理由とした施設利用料の返金等を検討します。